

第三十二号議案

江戸川区小松川区民施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区小松川区民施設条例の一部を改正する条例
 江戸川区小松川区民施設条例（平成十年六月江戸川区条例第二十六号）の一部
 を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第七条関係）

貸切使用料

(一)

	種別		使用料（一時間単位）
	（ホール利用）平日	（ホール利用）土曜日、 日曜日及び休日	
多目的ホール	（ホール利用）平日	（ホール利用）土曜日、 日曜日及び休日	四、八三〇円
控室第一	（スポーツルーム利用）		七二〇円
控室第二			二一〇円
健康スタジオ			一〇〇円
集会室（第一）			一、〇三〇円
集会室（第二）			六二〇円
集会室（第三）			四一〇円
集会室（第三）			二一〇円

備考

- 一 (一)に規定する施設の一時間を超える利用時間については、三十分を単位として利用することができるとし、当該単位にあつては、規定使用料の五割を徴収する。
- 二 多目的ホールの「ホール利用」とは、客席、舞台、音響、照明設備等を

施設	利用時間帯				
	午前の部	午後の部			
温水プール	午前九時～午前十一時三十分	午後〇時三十分～午後三時			
		午後三時三十分～午後六時			
		午後六時三十分～午後九時三十分			
		夜間の部			
		全日			
	七、四一〇円	八、六四〇円	八、六四〇円	一五、五三〇円	四〇、二二〇円

(二)

展示ギャラリー	無料
音楽室	三一〇円
講座講習室	四一〇円
和室(第二)	四一〇円
和室(第一)	四一〇円
集会室(第五)	四一〇円
集会室(第四)	四一〇円

利用する使用形態をいう。

三 多目的ホールの「スポーツルーム利用」とは、客席、舞台を収納した使用形態をいう。

四 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に定める日をいう。

五 中間時間（各利用時間帯の間の時間帯をいう。以下同じ。）に限り、管理上支障がないと認められるときは、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができる。この場合においては、次の区分による超過使用料を追徴する。

イ 午前十一時三十分から午後〇時三十分まで 午前の部の規定使用料の一時間相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。）

ロ 午後三時から午後三時三十分まで 午後の部の規定使用料の三十分相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。）

ハ 午後六時から午後六時三十分まで 午後の部の規定使用料の三十分相当額

六 各利用時間帯は、継続して利用することができる。この場合においては、それぞれの中間時間に係る料金を徴収しない。

- 七 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、次の区分による使用料を増徴する。
- イ 入場料等の額（入場料等の額に差があるときは、その最高額。以下同じ。）が一、〇〇〇円を超え二、〇〇〇円以内のとき 規定使用料の五割相当額
- ロ 入場料等の額が二、〇〇〇円を超え三、〇〇〇円以内のとき 規定使用料の七割五分相当額
- ハ 入場料等の額が三、〇〇〇円を超えるとき 規定使用料の十割相当額
- 八 前号に該当する者が第五号の規定の適用を受ける場合においては、第五号中「規定使用料」とあるのは、「規定使用料に、第七号に定める増徴割合を乗じて得た額を加算した額」とする。
- 九 多目的ホールの「スポーツルーム利用」は、スポーツのために利用する場合に限り、二分（床面積の二分の一）して利用することができる。この場合においては、規定使用料の五割を徴収する。
- 十 展示ギャラリーは、文化的活動、福祉的活動及びコミュニティ活動に利用するものとする。
- 十一 集会室（第五）は、小・中学生及び高校生の自主活動の場として利用することができる。この場合においては、使用料は無料とする。
- 十二 温水プールは、管理上支障がないと認められるときは、一時間以上の

利用時間については、三十分を単位として単位時間を分割して利用することができ、この場合においては、規定使用料の当該時間相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。）を徴収する。

十三 温水プールは、管理上支障がないと認められるときは、一コース（プールの六分の一をいう。）を単位として利用することができる。この場合には、規定使用料の当該利用コース数相当額（この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。）を徴収する。

別表第二（第七条関係）

(一) 一般公開使用料

種別	使用料（二時間単位）
多目的ホール（スポーツルーム利用）	一般（高校生以上） 一〇〇円 小・中学生 無料

(二)

施設	使用単位	一般（高校生以上）	小・中学生
温水プール	一回	二一〇円	五〇円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区小松川区民施設条例別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。